

被扶養者としての要件を お確かめください

春は異動の多い季節です。組合員被扶養者証を持つている方で次のような場合は、被扶養者としての要件を欠くこととなりますので、共済事務担当課を通じて当共済組合へ早急に取
り消し手続きをお願いします。

要件を欠く事由

① 就職し、勤務先の健康保険に加入

② 収入が増加

(例)

給与収入…過去1年間(4月から3月など)の累計で認定限度額※を超過
年金収入…新たに公的年金の受給権が発生、
または年金額が改定されたことにより、認定限度額※を超過

※認定限度額とは、障害を事由とする年金受給者または60歳以上の年金受給者は年額180万円。
それ以外の方は年額130万円。

これら以外にも要件を欠く事由があります。詳しくは共済事務担当課へお尋ねください。

なお、取消日以降に組合員被扶養者証で受診されました医療費は、後日当共済組合に返還していただくこととなります。手続きが遅れますと、その分返還額が高額となること
もありますので、十分にご注意願います。

育児休業給付の改正について (平成22年4月1日施行)

雇用保険法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日付で公布され、育児休業給付に
ついて次のとおり改正となりましたのでお知らせいたします。

育児休業給付の統合

育児休業手当金は育児休業中と給付終了6月経過後とに分けて支給していましたが、
平成22年4月1日以降に育児休業を開始した組合員の方については給付金を統合して全
額育児休業期間中に支給されることになりました。

改正前

◎育児休業中の支給額

1日につき給料日額 × 1.25 × 30/100
(給料の1/22の額)

◎給付終了6月経過後の支給額

1日につき給料日額 × 1.25 × 20/100
(給料の1/22の額)

改正後

◎育児休業中の支給額

1日につき給料日額 × 1.25 × 50/100
(給料の1/22の額)

※給付日額の上限9,531円

※平成22年3月31日までに育児休業を開始された
組合員の方は、改正前どおり育児休業中に30/
100、育児休業終了日(または、子が1歳に達した日
のいずれか早い日)後、引き続き6月以上組合員で
ある場合に20/100が支給されます。

給付率引上げ措置の延長(40/100 → 50/100)

平成22年3月31日までとされていた給付率の引上げ(50/100)が、平成22年4月1日以降
も当分の間延長されることになりました。